

令和6年度 第3回福祉のまちづくり検討小委員会 議事要旨

日時：令和6年12月6日(金)10:00～12:00

場所：ひょうご女性交流館

出席者（敬称略）

岡 絵理子	関西大学環境都市工学部教授
山下 淳	元関西学院大学法学部教授
今津 由雄	一般社団法人神戸経済同友会まちづくり委員会委員長
糟谷 佐紀	神戸学院大学総合リハビリテーション学部教授
東鬼 正明	兵庫県身体障害者福祉協会事務局長
事務局 近都	まちづくり部次長
松井	都市政策課長
石井 同	副課長
鈴木 同	都市政策班長

1 議事

福祉のまちづくり条例及び同施行規則の改正の基本的な考え方について

2 主な意見交換

市町等への意見照会結果とその対応案について（資料3）

【委員】

資料3の県内市町及び土木事務所に対する意見聴取の結果について、2ページの神戸市からの意見は、大型ベッド（介護ベッド）の設置基準を新設してほしいというものであるが、実態はどのようなものなのか。ご存知の方がいれば教えていただきたい。

【委員】

そこまで詳しいわけではないが、意見に書かれているような、おむつ交換の介助の際に使用する他にも、例えばスポーツ施設などで、車椅子に乗っている方が着替えに使ったりすることもあるため便利である。

【委員】

全ての施設を対象にするということではなく、介護ベッドを必要としている人が特に使われる施設を対象に、基準を新設することを提案しているものであるので、2ページに記載の対応案でいいと思うがいかがか。

【委員】

これでいいと思うが、対応案の2段落目「…望ましいケースも考えられることか

ら…」は「～ことから」とすると、限定的な感じがするので「…望ましいケースも考えられるので…」とした方がいい。

今、委員からのご指摘で、スポーツ施設の例があったように、施設の用途や規模に応じて、より高いレベルの施設の充実を個別に協議や指導をしていく方が受け入れられやすいのではないかと。

一律に義務基準としては定めないけれども、だからといって、最低基準だけ守っていればいいのかというわけでもないということが、対応案の2段落目の文章の趣旨だと思うので、少し表現を変えていただければと思う。

【事務局】

承知した。

【委員】

4ページの宝塚土木事務所からの意見への対応案については、社会的条件というのは必ずしも物理的なものだけではなく、兵庫県が先導して取り組んできたこと、それ自体が社会的な特殊性ということではないかと思う。

5ページの宝塚土木事務所からの意見への対応策の2段落目、「個別の施設を見ると…」の「個別の施設」とは何を指しているのか。

【事務局】

5ページの対応策の1段落目に記載しているとおおり、車椅子利用者利用駐車施設の整備数は調査対象施設全体を見ると、6～7割の施設で改正後の基準を上回る整備が行われている。その一方で、残りの3～4割の施設の中には車椅子利用者利用駐車施設が1区画しかない施設も存在する、ということを表している。

【委員】

県独自の調査によれば、多くの施設で見直し案の基準を上回る車椅子利用者用駐車施設があるが、他方で、現行の基準を最低限満たす整備にとどまっている施設も見られることから、さらなる福祉のまちづくりを推進するためには、底上げが必要という趣旨ということか。了解した。

【委員】

それでは、資料3については、先ほどの委員の意見を踏まえ、2ページの神戸市への意見への対応案の文言修正をお願いします。

パブリックコメント資料案について（資料4）

【委員】

パブリックコメント募集案内のチラシを受け取った人やホームページで案内を見た人が、該当ページに入ると、資料4の各種資料のPDFが出てくるとのことか。何か意見はあるか。

【委員】

資料4-3について、今回の条例改正案は国のバリアフリー法施行令の改正を踏

まえて行うという趣旨だと思うので、バリアフリー基準の改正内容の一覧表は最後ではなく最初に示した方が分かりやすいのではないかと。

【委員】

私はむしろ、資料4-3のバリアフリー法関係のページは最後にまとめた方がいいと思う。

3～4ページはバリアフリー法施行令に関する説明であるが、5ページ目以降には法の基準に関する内容は出てこないため、読む人が混乱する可能性がある。3～4ページの内容はバリアフリー基準の改正内容の一覧表とまとめて、最後に移動させるか、別添参考資料とした方がいいのではないかと。別添参考資料とする場合は、1ページの条例とバリアフリー法との関係の説明のところに、法の基準関係については別添参考資料参照といった注記をつけたい。

【委員】

事業者側の立場に立って考えると、改正によって兵庫県で建物を建てる時にどのような基準がかかるようになったのかを知りたいと思う。条例の改正理由として、法施行令の改正についてどこまで具体的に説明すべきなのか。

兵庫県で適用される基準がこのように変わった、という説明をするのであれば、バリアフリー法関係の資料は後ろにまとめた方が分かりやすい。

【委員】

一方で、法施行令改正を受けて条例を改正する、という説明をするのであれば、バリアフリー法関係の資料は最初にあった方がいい。

【委員】

施設利用者向けの資料として考えると、国の基準より強化されていることが分かるよう、法の基準のページは前にある方がいいと思う。一方で、事業者向けの資料として考えると、具体的に基準がどう変わるのかを知りたいと思うので、法の基準は後ろにある方がいい。

【委員】

いずれにしても3～4ページは中途半端な感じがする。

【事務局】

ご指摘のとおり、資料4-3は条例の説明、法の説明、条例の説明、という順番になっており、混乱を招く可能性があるため、法施行令の説明をする3～4ページとバリアフリー基準の改正内容の一覧表は別添資料とすることも考えられる。

【委員】

県民目線で見ると、基準がきつくなったのかゆるくなったのかを一番知りたいと思う。資料4-3の1ページの「3 バリアフリー法との関係」の部分に、「上乘せ」や「適用規模の引下げ」という言葉が使われているが、これがどちらを意味するのか、すんなりと理解できないのではないかと。この書き方をもう少し柔らかくできな

いか。また、冒頭部分に「みなさんに優しい基準に改正をしました」といった、兵庫県としての姿勢が分かる言葉を示すことはできないか。加えて「バリアフリー法との関係」も「国のバリアフリー法との関係」とした方がいい。そうすると、国の基準を上乗せしているのだなというのが分かる。

資料4-2についても「背景・目的」のところも、正確に書きすぎていて、逆に分かりにくい。県民向けの分かりやすい表現にした方がいい。

【委員】

資料4-3の1ページの「3 バリアフリー法との関係」は、ページを分けるなどして、もう少しゆとりを持たせて、もう少し丁寧な説明を追加してはどうか。国はバリアフリー法で基準の整備を義務付けしていて、県は条例に基づき、より厳しい基準を設定しているということを示した方がいい。さらに、条例で定める法より厳しい基準というのは、法の基準に対して、対象用途を追加し、規模を引き下げ、基準を追加していることを示す。その上で、今回の国の法施行令改正で国の基準が強化されたことを踏まえて、条例を改正するということを説明し、参考として別添のバリアフリー基準の改正内容の一覧表に飛ばすということにすると、分かりやすくなるのではないか。

【委員】

資料4-4のチラシが最初に住民の目に触れる資料だと思うが、このタイトルでは何のことか分からないと思う。

【委員】

資料4-2はA4サイズ1枚に収めなければならないのか。もう少しこれまでの経緯を追加するべきではないか。「1 背景・目的」の2段落目「今般、国において…」の部分は、唐突すぎるように思う。

まずは、県がいち早く条例でバリアフリー化に取り組んできたこと、そして、法律が後からでき、委任条例化をしているという前提を示すべき。その上で、今般、国が施行令の改正をしたことを受けて、国の動きを反映させるとともに、兵庫県としても、より一層の取組を進めるために見直しを行う、ということを追加してもらいたい。

【委員】

国に先駆けてバリアフリー化に取り組んできたことをやんわりと示してはどうか。

【委員】

資料4-2は、バリアフリー法の正式名称が長すぎて読みづらい。かっこ書きを逆にして、「バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）」にするとか、読みやすくするように工夫してほしい。

パブリックコメントの実施に当たっては、当事者と事業者、両方に情報が届くようにしていただきたい。

【事務局】

当事者や事業者には関係団体を通じてパブリックコメント実施を周知する。

【委員】

資料4-3について、5ページ以降は、現行基準と改正基準が並んでいて、どのように変わるのかは分かるが、なぜそのように変えるのかについては、表の上の文章「バリアフリー法の基準改正を踏まえ…」で説明している。そうすると、その前にバリアフリー法施行令の改正内容を入れておかなければならない。バリアフリー法には触れずに、例えば5ページであれば、「不特定多数便所の基準を新設しました」のように、基準の中身についての説明だけにした方がいいのではないか。

【委員】

バリアフリー法の基準が改正されたことは条例改正の議論の前提になっているが、議論の前提にした理由は、兵庫県の基準が法律よりも先行していたからである。

条例の改正案を検討するときには、バリアフリー法の基準を見ながら検討したが、改正案を説明する上では、どのように変わるのかを説明するだけでいいと思う。

バリアフリー法の基準がこのように変わったから、条例の委任規定をこのように変えます、といった説明は、他の地域との違いを知るという意味で事業者にとっては意味があるかもしれないが、当事者にとってはあまり意味がない。

【委員】

資料4-3の5ページの「不特定多数利用便所」は普通のトイレのことを意味することが一般の方に伝わるのか。また、6ページの「車椅子利用者利用便房」も文字だけで一般の方に伝わるのか。

【事務局】

「不特定多数利用便所」の後にかっこ書きで「一般トイレ」と付け足す。「車椅子利用者利用便房」については写真を入れる。

【委員】

参考資料3「便所、劇場等の客席、駐車場に係るバリアフリー基準の見直しについて」の国の資料は公表されているものか。公表されているものなのであれば、関連資料としてパブリックコメントの案内のホームページにリンクを掲載してはどうか。

【事務局】

公表されているものである。ご指摘のとおりパブリックコメントの案内のホームページにリンクを掲載する。

【委員】

手引きの改正作業はこれからなのだと思うが、改正案に図を加えた方が、設計者にとっては分かりやすいと思う。

【委員】

見直し案の検討の経緯として、まちづくり審議会に諮問の上で、福祉のまちづくり検討小委員会を設置し、同小委員会で見直し内容を検討してきたということはパブリックコメントの資料には載せないのか。

【事務局】

資料に追記する方向で検討する。

【委員】

資料4-3の10ページの下段の「その他所要の改正」だけ表がない。それ以前のページには全て表で改正内容を示している。統一して、表にした方がいいのではないか。

【事務局】

「その他所要の改正」に記載しているホテルの客室基準については、ほかの基準の見直しとは性質が少し異なる。

令和元年施行のバリアフリー法施行令改正で車椅子使用者用客室の設置基準が総客室50室につき1以上から1%以上に見直された際に、条例の基準は1以上そのまま改正をしなかった。

そのため、新築や増築等の建築確認で審査される場合は法基準の1%以上の基準が適用されているが、条例のみで対象となる大規模な修繕等の際には、1以上の条例基準が適用される。それを今回の改正で、条例のみで対象となる大規模な修繕等の際にも、1%以上の基準に見直す。

仮にこれを表にすると、車椅子使用者用客室1%以上の設置基準の対象となる行為が、現行基準では新築・増築等だったのが、改正基準では大規模な修繕等も追加される、という示し方になり非常に分かりにくいため、文章で簡単に書いている。

【委員】

了解した。

【事務局】

本日ご指摘いただいた内容を踏まえて修正した資料については、会長と協議の上、確定してよいか。

【委員】

各委員にも修正資料を送付していただきたい。

【事務局】

各委員にも修正資料を送付させていただいた上で、会長と協議して確定させる。